

観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）支援金交付実施要綱
（江差観光コンベンション協会）

（趣旨）

第1条 江差観光コンベンション協会（以下「観光協会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、道内における宿泊施設に対し、北海道（以下「道」という。）から観光誘客促進道民割引事業（以下「どうみん割事業」という。）を委託された事務局（以下「事務局」という。）が交付するどうみん割事業の支援金を活用し、予算の範囲内において支援金を交付することとし、その実施については、本要綱の定めるものとする。

（定義）

第2条 次の各号の用語について、定義する。

- (1) 宿泊施設～旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた施設うち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」の施設及び、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設をいう。
- (2) 旅行会社等～旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者をいう。
- (3) O T A～日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり相応の実績を持つと認められる者をいう。（手数料については、事業者の負担軽減について、最大限配慮することとし、具体的な内容については道と協議を行い、認められる者に限る）

（参加事業者）

第3条 参加事業者は宿泊施設の商品を販売し、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 観光協会にどうみん割事業参加申込書（様式第1号）を提出し、その許可を得た者。
- (2) どうみん割事業の対象事業者として、交付決定を受けている旅行会社等又はO T Aとの間で宿泊商品に係る契約をしていない者、又は当該契約をしているが、どうみん割事業の商品の取り扱いがない者。
- (3) 支援事業の対象として適当と認められる者。

（参加事業者の遵守事項）

第4条 参加事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を観光協会とともに周知し、かつ実施していること。
- (2) 支援金の交付の対象となる参加事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3)参加事業者は、前号イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(4)参加事業者は、当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に新型コロナウイルス感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。（別表1の警戒ステージ1及び2-1）

（支援金の要件）

第5条 参加事業者が受ける支援金の対象となる商品は、次表に定めるものであり、割引額を支援金として観光協会が支援する。ただし、いずれも道民が購入及び利用したものとし、宿泊施設については、道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施しているもの（「新北海道スタイル」安心宣言を掲げている施設）に限る。

区分	1人（人泊）あたりの販売価格	割引額
宿泊単品	6,000円～9,999円	3,000円
	10,000円～14,999円	5,000円
	15,000円～19,999円	7,500円
	20,000円以上	10,000円

2 支援金の対象となる期間は、観光協会が道から交付決定を受けた日から予約・販売されたものであり、令和2年7月1日チェックインから令和3年1月31日チェックアウトまでの利用分とする。

3 支援金の対象となる商品の購入回数に制限は無し。ただし、商品の連泊の上限については5泊までとする。

4 どうみん割事業の対象となる商品販売に際しては、どうみん割事業であることを明らかにするため、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。

5 第1項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) ビジネス目的での利用

(2) 感染症により、道が外出や往来の自粛要請を行った場合及び外出の抑制の注意喚起を行った場合における該当地域及び期間の商品、その地域の道民の利用（別表1の警戒ステージ2-2、2-3及び3）

(3) 国又は地方自治体からの支援等を受けて販売しているもの

(4) 国又は道若しくは地方自治体が参加事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの

(5) 国又は道若しくは地方自治体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの

(6) 催行の実現性が低いと判断されるもの

(7) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為

(8) その他、事務局が不相当と認めるもの
（キャンセルについての取扱）

第6条 第5条第5項第2号に該当する場合のキャンセル料は参加事業者の負担とし、商品の購入者には求めない。（別表1の警戒ステージ2-2、2-3及び3）

（支援金の交付申請）

第7条 参加事業者は、次の書類を観光協会に提出するものとする。

(1) どうみん割事業参加申込書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) サービスに係る定価表等の書類（料金体系がわかるもの）ほか、「北海道スタイル安心宣言」の写し

（実績報告）

第8条 参加事業者は、月ごとの実績を取りまとめ、翌月10日までに次の書類を観光協会に提出しなければならない。

(1) 宿泊実績報告書（様式第3号）

(2) 支援金申請書（様式第4号）

（支援金の交付）

第9条 観光協会は前条の規定による適正な書類を受理した日から、45日以内に参加事業者に支援金を指定口座に支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第10条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱及び道が定めるどうみん割事業の規定に従うこと。

(2) 参加事業者は、どうみん割事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3)参加事業者は、どうみん割事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4)支援金の対象となる宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(不正利用の防止について)

第11条 参加事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月28日から施行する。

別表

対応内容	警 戒 ステージ	「どうみん割の運用
振興局管内での 注意呼びかけ	1	・対象振興局が地元住民のみならず、旅行者及び事業者に対してもアナウンスをする。 ・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、呼びかけに沿った行動をするよう促す。
知 事 に よ る ア ラ ー ト	2 - 1	○行動制限を伴わないアラート（注意喚起等）の場合 ・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、呼びかけに沿った行動をするよう促す。
	2 - 2	○特定の地域を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合 ⇒当該地域に在住する道民の利用、所在する施設での利用を原則休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
	2 - 3	○全道を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合 ⇒事業全体の休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
国 に よ る 緊 急 事 態 宣 言	3	⇒事業全体の休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。